令和元年度第1回向日市個人情報保護審議会 会議録要旨

・日 時:令和元年5月10日(金)午前10時から午前11時まで

•場 所:向日市役所別館3階 第7会議室

· 出席者:(委 員)大田直史会長、野田崇委員、植田進委員、

(説明員) 清水ふるさと創生推進部長(プレミアム付商品券事業実施本部副部長)、伊藤企画広報課長(プレミアム付商品券事業実施本部プロジェクトチーム員)、若山広聴協働課主任(プレミアム付商品券事業実施本部プロジェクトチーム員)、

川本市民サービス部副部長兼高齢介護課長、

長谷川障がい者支援課長、長谷川子育て支援課長

(事務局) 鈴木総務部長、林同部副部長兼人事課長、

岡本情報政策課長、松本同課係長、小林同課主任

• 傍聴者: なし

・議 事:諮問事項

プレミアム付商品券関係事務において、施設入所等児童等並びに措置入所等 障がい者及び高齢者の個人情報を目的外利用すること及び本人通知を省略する ことについて

〈要 旨>

議事 諮問事項

プレミアム付商品券関係事務において、施設入所等児童等並びに措置入所等障がい者 及び高齢者の個人情報を目的外利用すること及び本人通知を省略することについて

事務局

概要説明の前に、諮問内容の追加をお願いいたします。

実施機関から諮問がありましたのは、当該事務における「目的外利用」 及び「本人通知を省略すること」についてですが、事務の流れを見直 したところ、「外部提供」及び「本人外収集」にあたる部分がありま したので、併せて審議いただきますようお願いいたします。

(審議事項の概要説明)

本案件の事業は、今年10月に消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引上げられることに対する国の消費活性化施策の一つです。低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和すること、又、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、全国の市区町村がプレミアム付商品券を発行します。

個人情報の取扱いについては概ね国が法的根拠等の整理を行ってい

ますが、一部の手続きが、本市個人情報保護条例第8条第3項第5号 (本人外収集)及び第4項(本人通知の省略)、並びに、第9条第1 項第5号(目的外利用及び外部提供)及び第2項(本人通知の省略) にあたり、本審議会への諮問が必要です。

なお、平成26年4月1日に消費税及び地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられた際にも、国が弱者対策として臨時福祉給付金制度を創設し、市町村が支給事務を行いました。今回のプレミアム付商品券の制度は、臨時福祉給付金制度の内容や個人情報の取扱いを参考に作られています。臨時福祉給付金制度の事業を実施する際にも、今回同様の諮問があり、本審議会で審議した結果、特に問題がないものとして、答申をいただいています。

会長

それでは、引き続きまして事業の詳細について説明をお願いします。

実施機関

(事業の概要説明)

プレミアム付商品券事業は、消費税率引き上げが低所得者や子育て 世帯の消費に与える影響を緩和すると同時に、地域の消費を喚起・下 支えするため、臨時的に実施されるもので、商品券の発行等を市町村 が行うこととされました。

購入できる対象者のうち低所得者の範囲は、基準日の平成31年1月1日時点で本市の住民基本台帳に記録されている者であり、平成31年度市民税均等割が課税されない者です。ただし、課税されている者の扶養親族や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

また、対象者のうち子育て世帯の範囲は、基準日の平成31年6月 1日、7月31日、9月30日時点で本市の住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、3歳未満の者が属する世帯の世帯主です。

次に、商品券の購入可能額は、非課税者は2万5千円の商品券を2万円で購入できます。3歳未満の者が属する世帯の世帯主(以下、「子育て世帯主」という。)は非課税者の購入可能額に同一世帯の3歳未満の児童の数を乗じた分購入できます。

次に、施設入所等児童等並びに措置入所等障がい者及び高齢者の個人情報の目的外利用及び提供並びに本人以外からの個人情報の収集を求める必要性について説明します。

まず、施設入所等児童等に対しては、住民票所在市町村ではなく、 施設所在市町村が商品券を販売することとされています。また、その うち非課税者の判断について、住民票が保護者と同一世帯であっても 保護者に扶養されていないものとみなし、児童本人が非課税者であれ ば購入できます。また、子育て世帯主が購入できるとしていた分につ いては、世帯主ではなく、児童本人が購入することができます。(実 質的には法的に児童を保護する施設等の者が代わって購入すると想定される。)

施設入所等児童等への対応を可能とするためには、入所措置等を行った自治体から施設所在市町村及び住民票所在市町村に当該児童の個人情報を提供する必要があります。(外部提供、本人以外からの収集)

そして、措置入所等障がい者及び高齢者に対しては、住民票所在市町村が販売することとされています。住民票が養護者と同一世帯であっても、養護者に扶養されていないものとみなし、本人が非課税であれば購入できます。

措置入所等障がい者及び高齢者への対応を可能とするためには、虐待を受けたことにより措置入所等をしていることについて、措置入所等担当課から商品券担当課に情報提供をする必要があります。(目的外利用)

以上の個人情報の取扱いは、対象者が適切に商品券を購入するため に必要であり、何ら本人の権利利権を不当に侵害するおそれはないと 考えます。個人情報の目的外利用及び提供並びに本人以外からの収集 することについてご意見いただきますようお願いします。

また、当該取扱いについては内閣府と厚生労働省の関係部局との間で調整済みです。当該対象者からの申請は施設職員等が代理で行うことが想定されており、個人情報の取扱いは関係機関を通じて施設等に周知徹底されておりますことから、個人情報の目的外利用及び提供並びに本人以外から収集したことについて、本人に通知することを省略することの確認もお願いします。

ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ご質問やご意見をいただきたいと思います。

平成26年度の臨時福祉給付金の措置と今回の措置、事務取扱上、個人情報の取扱いに変わりはないということですね。

はい。事務取扱上の変更はありません。

個人情報の取扱いにあたる場面はどこになりますか。

プレミアム付商品券事業実施本部は施設入所等児童等、措置入所等 障がい者・高齢者の情報を持っていません。

まず、本人外収集にあたる事務としまして、入所措置等を行った自 治体から施設入所等児童等の情報を受けとります。

会長

委員

実施機関

委員

実施機関

委員

向日市内にも児童養護施設や虐待を受ける障害者・高齢者を収容する施設があるんですね。

実施機関

向日市内に児童養護施設はありません。

委員

他市町村から向日市に施設入所等児童等の情報提供はないということですね。

実施機関

向日市に住民票をおいたまま所在地が他市町村の施設に入所した児 童がいたとしたら、通知が届くことになります。

委員

例えば、その児童が京都市内の施設に所在しているけども、住民票は向日市という場合に、京都市から向日市に通知がくるんですね。

その子が京都市内の施設に居るということが個人情報になるのですね。

実施機関

そのとおりです。

委員

では、目的外利用はどうでしょう。

実施機関

措置入所等障がい者・高齢者について、入所等の措置を講じた市町村において、措置入所等担当課が持つ措置入所等情報を商品券担当部署が利用することが目的外利用にあたります。

委員

本来、措置を行った情報は本人の福祉を守るための情報であって、 プレミアム付商品券の事業で使われる目的のものではないですから ね。

実施機関

そのとおりです。

そして、本市の子育て支援課が措置した児童等の情報を他市町村に 通知することが外部提供にあたります。

委員

施設入所等児童等の情報を向日市が管理するということですが、具体的には虐待を受けているという情報ですか。

実施機関

措置されて住民票所在地ではなく、施設に入所しているという情報です。

委員

その人が向日市内の施設に確かに入所しているという情報を向日市が他市町村に教えてあげる必要はないと思いますがどうでしょうか。

向日市に住民票がある児童が京都市所在の施設に入っているとした ら、京都市ではその子どもが京都市内の施設に入所していることを把 握しているから、その児童が向日市に住民票をおいていると分かるは ずですよね。

措置するのが京都市ではなく、京都府知事であるからでしょうか。

実施機関

施設の種類によって措置する自治体が都道府県であったり、児童相 談所設置市であったり、一様ではありません。

委員

向日市長は、児童福祉法に基づく措置入所の権限がありますか。

実施機関

障がい者支援施設と母子生活支援施設に入所させる措置権限を持っています。

委員

児童養護施設に入所させる措置権限はどうですか。

実施機関

児童養護施設については、都道府県、指定都市、児童相談所設置市 が権限を持ちます。向日市は該当しません。

委員

全体像が見えてこないですね。

実施機関

施設入所等児童等の情報は、京都府から届くかもしれませんし、他市から届くかもしれません。どこから届くかは事前には分かりません。 向日市に住む里親の元に他市町村に住民票をおいたままの児童が預けられていて、その情報は委託する都道府県等が持っています。 その児童が現に居るのは向日市の里親の元であることを、向日市のプレミアム付商品券事業実施本部は知らないけども、その児童がプレミアム付商品券を購入するためには、向日市がその情報を持つ必要があり、委託する自治体から向日市に情報提供される、という本人外収集の流れです。

逆に、向日市が他市町村の施設に児童入所の措置等を行っていたとしたら、その児童が入所する施設がある市町村からプレミアム付商品券の購入ができるようにするために、向日市からその市町村に情報提供を行うのが外部提供の流れです。

委員

向日市に住民票をおいて措置された児童が、どこの市町村に措置されたかは、措置した自治体にしか分からないんですね。

実施機関

プレミアム付商品券事業を実施する担当にとっては、情報提供がないと知ることのできない情報です。

実施機関

向日市に住民票がある児童を親から隔離しないといけない状況があるとすれば、本市福祉事務所長が措置する場合もありますし、都道府県が措置する場合もあります。

向日市が措置する場合、向日市に住民票をおいたままにする判断があれば、向日市子育て支援課はそのことを把握できます。また、措置された施設が京都市内であった場合、京都市の児童等施設入所等の担当部署も把握することになるのですが、京都市のプレミアム付商品券事業の担当部署は、その児童の状況を知り得ません。

この状況において、京都市内の施設に措置された児童は、京都市内で利用できるプレミアム付商品券を購入できるよう京都市がプレミアム付商品券の販売手続きを案内する必要あります。

以上の状況は措置に関わった自治体が把握できているけども、誰が京都市のプレミアム付商品券事業の担当部署に情報提供するかというところで、措置する向日市が行うルールになっており、それが外部提供にあたるということです。

また、逆の状況で情報提供を受けるときに本人外収集にあたってきます。

委員

対象者を配慮することで事務の整理が必要なわけですね。

会長

他に説明が必要なところはありませんか。

委員

前提として、入所施設のある市町村に住民票を異動していれば、措置した自治体から情報を提供する必要がなくなります。住民票を異動せずに他市町村所在の施設に入所する事案を考えると、基準日時点においては障がい者及び高齢者に該当はなく、児童等のみになると見込んでいます。

会長

その他意見もないようですので、審議は以上となります。

答申につきましては、ただ今のご意見や議論を踏まえまして、各委 員のご了解ののち、送付させていただきます。

それでは、説明員は、ご退席ください。

会長

議事につきましては、以上となります。

その他、この際に協議しておくべきことや確認しておきたいことが ございますか。

事務局からは何か連絡事項がありますでしょうか。

事務局

2点ございます。

1点目は、「向日市個人情報保護条例の改正案」を平成31年第1 回向日市議会に上程し、可決されました。改正内容は、国が全国の地 方公共団体で統一を図ろうとしている「個人情報の定義の明確化」等 であり、市民サービスに直接影響する部分ではなく、問題なく改正を 終えております。

2点目は、マイナンバー(特定個人情報)の安全管理の対応として、「向日市特定個人情報等取扱規程」を平成31年3月25日に、「向日市特定個人情報安全管理措置マニュアル」を平成31年4月2日に定めました。これにより、番号法等の関係法令や国の個人情報保護委員会が作成するガイドラインに基づいたルール整備が一定完了し、制度及びセキュリティの研修を毎年実施することや、定期監査の実施が明確になりました。

概要につきましては、平成30年11月12日に開催した前回の審議会で行った説明と変わりありません。ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

会長

ただ今の報告について、ご質問はございませんか。

会長

質問や他の案件もないようでしたら、以上で、本日の議事を終了します。

本日は、どうもありがとうございました。